

諮問庁：豊橋市教育委員会

諮問日：令和3年4月9日（諮問第108号）

答申日：令和3年8月12日（答申第88号）

事件名：「市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務の入札に係る予定価格書」
に係る一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市教育委員会が行った、「市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務の入札に係る予定価格書」（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和2年12月25日付け2豊教政第131号により豊橋教育委員会（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和3年1月29日付け審査請求書及び令和3年7月8日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 条例第6条第1項第2号にいう「おそれ」には法的蓋然性が必要であるが、これについて何ら説明されていない。また、個別具体的なおそれも述べられていない。非公開とする根拠に欠ける。

- (3) 他の入札結果は、最低制限価格や予定価格を公開しておきながら、なぜ今回請求した業務のみが非公開とされたのか。この点について市民が疑念を持つのは当然である。市民との信頼関係を築くのならば、その理由を説明すべき義務が豊橋市にある。市民の知る権利をないがしろにした対応であり明らかに不当な処分である。
- (4) 平成27年から令和2年までの入札結果の落札額が毎回違う。応札者は受注目的から落札可能とする金額を入れるのであって、予定価格に合わせて入札額を入れるわけではない。また、業務が同じでも物価や経済動向、企業努力によって価格が決まるのが市場原理である。地方自治法第2条第14項及び財政法第4条による歳出の検証、指名競争入札制度、最低制限価格制度及び予定価格、最低制限価格、落札額は適正なのか。その検証のために予定価格及び最低制限価格を公開することは、行政の説明責任からして当然の責務である。委託業務の予定価格及び最低制限価格を非公開とするのは不当な処分である。
- (5) 入札の妥当性を知りたいと思う市民は少なくない。この市民の知る権利に応えることが行政の職責である。また、他市では同様の入札において、入札後は予定価格及び最低制限価格は公開している。
- (6) 市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務については、指名競争入札で入札しているのが1者のみで、他の業者は当初から辞退している。業務を受託する能力が無い者を指名しているのではないか。他の委託業務についても同じである。
- (7) 以上から、豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄し、いたずらに市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。そのため、公開しないとされた部分（印影を除く。）の取消しを求めるため、審査請求を提起した。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年12月15日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁は、対象公文書を本件対象文書と特定した上で、同年12月25日付け公文書一部公開決定の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年1月29日付け（同日受付）で本件審査請求を提起した。

2 非公開とした部分について

- (1) 本件審査請求の対象となる非公開部分は、本件対象文書に記載された予定価格である。
- (2) 委託業務の予定価格が公開されて入札参加者が知ることにより、他の入札参加者との間で価格調整や談合が誘発され、予定価格に近い金額での入札が集中して落札価格が高止まりする等、入札参加者の真剣な見積り努力が阻害されることで市が財産上の不利益を被るおそれがある場合には、市の財産上の利益や契約当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえるから、条例第6条第1項第7号イに該当するため、当該予定価格は非公開情報に該当するといえる。
- (3) そして、そのようなおそれがあるか否かは、当該委託業務が同一仕様で毎年反復継続して行われることが予定されているか等委託業務の性質や内容、予定価格が過去の積算価格を基に決定されるために大幅な変更がないものと推認することができるか等予定価格の決定方法、公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在しないため予定価格から将来の予定価格を推測することができるか等当該業務における予定価格の性質等諸般の事情を考慮して判断すべきである。
- (4) 市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務は、市立小中学校に設置さ

れた自家用電気工作物を保安管理する業務である。業務の対象となる電気工作物は、需要設備や小出力発電設備である。業務の内容は細目及び基準により定められており、定期的に行う点検、測定及び試験は、経済産業省告示第249号第4条に定める設備条件に基づき行っている。

- (5) 本件委託業務が業務の性質上、基本的に同一の仕様で、学校施設の電気工作物が存在する限り毎年反復継続して行われる事業であり、公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在しないため、過去の積算価格や、過去に実績がある業者からの見積を参考にして積算価格を算定し、それを基に予定価格を決定している。そのため、過去の予定価格と将来の予定価格との間に大幅な変動はないことが推測することができ、予定価格を公開すると、他の入札参加者との価格調整や談合が誘発され、予定価格に近い金額で入札が集中することで、落札価格が高止まりする等、入札参加者の真剣な見積もり努力が阻害されることで、市が財産上の不利益を被るおそれがある。
- (6) したがって、本件対象文書につき非公開とした情報は、条例第6条第1項第7号イに規定する非公開情報に該当するため、一部公開の原処分とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記2のとおり、処分庁の非公開理由の該当性判断には不合理な点はない。

4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 4月9日 諮問書の受付

- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 7月8日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務の入札に係る予定価格である。審査請求人は、原処分を取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第7号イに該当するとして非公開とした原処分を妥当であると主張していることから、本件公文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1項第7号イの趣旨

ア 条例第6条第1項第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とするものとしている。そして同号イは「次に掲げるおそれ」として、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げる。

イ 条例第6条第1項第7号イの趣旨は、市が行う事務事業に関する情報は、本来であれば原則として公開されるべきであるが、事務又は事業の性質上、当該情報が公開されることで、当該事業の目的を失わせ又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められる場合には、当該事業の目的を達成し又は公正若しくは円滑な執行を

確保するため、これを公開しないことができるとしたものであると考えられる。

ウ したがって、委託業務における予定価格が条例第6条第1項第7号イの非公開情報に該当するかは、当該予定価格の内容、決定方法、事務事業の内容、性質等を勘案して、予定価格が公開されることで、市の委託業務に係る入札の目的を失わせ又は将来の入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

エ 業務委託契約は、公共工事の歩掛りに相当する積算基準が存在しないから、過去の入札の積算価格や実績業者からの参考見積を基に予定価格を決定することがある。そのような業務委託契約が、業務の性質上毎年反復継続して行われるものであるときは、過去の予定価格と将来の予定価格の間には大きな変動がないことが入札参加者に推測され、入札参加者の真剣な見積もり努力を阻害するとともに、他の入札参加者との価格調整や談合が誘発され、又は価格調整や談合が無かったとしても利潤確保の観点から予定価格と同額若しくは予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがある。そして、このようなおそれは、入札参加者が限定される指名競争入札において、特に顕著である。

オ したがって、このような場合には、予定価格を公開することで、市の委託業務に係る入札の目的を失わせ又は将来の入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じるということが出来る。

(2) 本件対象文書に記載された予定価格は条例第6条第1項第7号イに該当するか。

ア 市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務は、豊橋市立中学校22校及び豊橋市立小学校52校が学校施設にある自家用電気工作物を維持運用するにあたり、当該自家用電気工作物を保安管理する業務である。この業

務の遂行に当たっては、電気事業法、電気事業法施行規則等の関係法令や経済産業省告示に基づき、維持管理しなければならない。自家用電気工作物を含む事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために、組織ごとに保安規程を定め、主任技術者を選任しなければならない（電気事業法第42条第1項、第43条第1項）。ただし、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約を締結する場合、委託する相手が省令の要件に該当する者であり、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、主任技術者を選任する必要はないとされている（電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2、第53条）。そして、委託相手に関する要件として電気事業法施行規則第52条の2は、機械器具、値の算定方法、頻度等を告示することとしている。これを受けた経済産業省告示第249号第4条で点検頻度が規定されており、少なくとも1年に1回は点検を行うこととされている。豊橋市教育委員会は本件業務を指名競争入札により委託しており、告示の規定する頻度で点検を行っていると認められる。また、電気事業法第39条は、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと規定する。そして、電気事業法施行規則第53条第2項第5号は、経済産業大臣の承認につき、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていることを要件として規定する。これに関して、経済産業省は「自家用電気工作物の標準的な点検項目について（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正」）」において点検項目を示しており、本件委託業務もこれに従っているものと認められる。そのため、業務内容に年ごとに大きな変動があるとはいえない。したがって、本業務は、処分庁が主張する通り、ほぼ同一の仕様で毎年反復継続して行わ

れており、予定価格は点検項目や電力の使用容量等の限定的な積算項目から算出されるといえる。

イ これらの事実を踏まえると、市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務の予定価格が公開された場合、仕様書に記載された各学校の電気容量や過去の実績から、次年度以降の予定価格も推測することができるといえる。

ウ このような場合には、予定価格を公開することで、入札参加者の真剣な見積り努力を阻害するとともに、他の入札参加者との価格調整や談合が誘発され、又は価格調整や談合が無かったとしても利潤確保の観点から予定価格と同額若しくは予定価格直下への入札が集中するおそれがあるから、入札参加者間の自由で公正な競争を通じて市の予算の効率的な運用を図り、納税者の利益の最大化を実現するという入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものと認められる。

エ したがって、本件対象文書に記載された予定価格は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであるため、条例第6条第1項第7号イに該当する。

3 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号イに該当するから、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 松村享